

『速旅・がけっぷちリゾートドライブプラン』 利用規約

<発着付き周遊エリア内乗り放題コース用>

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と坂井・あわらエリア周遊滞在型観光推進委員会（以下「委員会」という）が発行する「がけっぷちリゾート周遊チケット」（以下「周遊チケット」といいます。）の購入が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び委員会が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2021年1月5日（火）から2021年3月31日（水）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、周遊チケットは本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日に引換えることができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 2 往路通行（第9条第1項第1号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第1号に定める「周遊エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時をもって行い、復路通行（同項第3号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、周遊エリ

案内の入口インターチェンジの通行日時をもって行います。

(申込方法等)

第6条 本プランの申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社公式WEBサイトから本プランの利用開始日の前日までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)

2 周遊チケットの支払いは当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は印刷し、引換日に坂井市東尋坊観光交流センターへ提出いただくか、スマホ・タブレットに表示された申込確認書画面をご提示ください

7 第16条1項、2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一日の申し込みはできません。同一日の申し込みした場合は、第16条1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

(周遊チケットの引換及び利用方法)

第8条 申込者は施設利用日の引換受付時間内に、申込確認書に定める坂井市東尋坊観光交流センターにて印刷した申込確認書を提出またはスマホ・タブレット画面に表示された申込確認書を提示するとともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人の確認ができ次第、周遊チケットと引換えることができます。

2 身分証明書の提示を行わず本人の確認ができなかった場合は、申込確認書の提出があっても周遊チケットを引換えることはできません。

3 申込確認書を紛失した場合又は内容の変更を希望される場合は、その旨を申込確認書に定める坂井市東尋坊観光交流センターに申し出て、係員の案内に従ってください。

4 周遊チケットの利用できる箇所及びサービス・商品については別表4のとおりです。

5 周遊チケットの返金、換金、譲渡はできません。また利用時のおつりはできません。他の割引サービスな

どとの併用はできません。

6 周遊チケットの有効期限は、周遊チケットの利用開始日を含む連続する3日間となり、有効期限を超えた周遊チケット等は返金やご利用はできません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表2に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管理する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表3に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めに伴いやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、同エリアで一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入しない場合には、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

(高速定額利用の開始及び終了)

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものといたします。

(高速定額利用の利用方法)

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T CゲートをE T C無線通信により通行してください。登録したE T Cカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートI Cを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したE T Cカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第12条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金と周遊チケットの料金を分けて請求いたします。なお、周遊チケットにかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、E T C車載器、「E T C利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 周遊チケット料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。

四 復路通行において、利用可能期間に入口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出出口インターチェンジを流出しなかったとき。

五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除きます。）を行ったとき。

六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路の通行を行ったとき。

七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行。

八 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること。

二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 お申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

(引換の制限)

第15条 次の各号の一に該当するときは周遊チケットのご提供をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

三 第8条に定める引換場所以外での引換を求められたとき。

四 すでに引換を行っているとき。

五 第16条に規定する解約を行ったとき（なお引換をした場合は、周遊チケットの料金を請求します）

(解約等)

第16条 本プランの申込者は、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社公式WEBサイトにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用の申し込み又は周遊チケットの申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定める周遊チケットの引換を行わなかった場合は、高速定額利用と周遊チケットの購入とも遡って解約がされたものとします。

二 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、周遊チケットの引換を行った場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。

3 往路通行を行った場合は、周遊チケットの引換の有無にかかわらず、周遊チケット料金の払戻しをいたしません（当社又は委員会の責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所に委員会から周遊チケットを配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申し出の有効期間は利用日から2か月間、配送された周遊チケットの有効期間は2021年3月31日までとなります。

4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金と周遊チケットの料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第8条に定める方法により周遊チケットを引換するための手続きに必要な範囲内で、委員会及び申込確認書に定める指定の引換場所に対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	周遊チケット引換日 (注1)	
						引換日	引換時間
周遊チケット【2冊】	①	A	<u>8,600円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,600円 周遊チケット分 4,000円	<u>7,600円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,600円 周遊チケット分 4,000円	お客さまが 指定する 2日	左記のう ち1日	9時~17時
周遊チケット【2冊】	②	A	<u>8,000円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,000円 周遊チケット分 4,000円	<u>7,200円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,200円 周遊チケット分 4,000円	お客さまが 指定する 2日	左記のう ち1日	

注1 第16条第3項に記載の場合を除く

別表2：高速定額利用（発着エリア）

番号	道路名	対象インターチェンジ
①	名神高速道路	小牧IC、一宮IC、岐阜羽島IC、安八スマートIC
	東海北陸自動車道	一宮稻沢北IC（※1）、一宮西IC、尾西IC、一宮木曾川IC
②	名神高速道路	大垣IC、養老SAスマートIC、関ヶ原IC、彦根IC、湖東三山スマートIC、八日市IC
	東海環状自動車道	大野神戸IC、大垣西IC、養老IC
	北陸自動車道	米原IC、長浜IC、小谷城スマートIC

※1：開通後より適用対象となります。

別表3：高速定額利用（周遊エリア）

番号	区間名
A	北陸自動車道（木之本IC～片山津IC） 舞鶴若狭自動車道（小浜IC～敦賀JCT）

別表4：周遊チケットが利用可能な箇所及びサービス・商品

周遊チケットの内容

種別	内容・数量	利用内容
周遊 チケット	がけっぷちリゾート 周遊チケット 周遊エリア番号A：2冊	<ul style="list-style-type: none"> 以下表中の33の参画施設で使える500円チケットが、1冊につき6枚組（500円券×6枚）。 各施設で1人につき1枚のみ使用可能。 各店舗等で、下表に示す利用条件あり。 不足分は現地にて支払い。 休業日や営業時間などは、各施設、店舗のHP等でご確認いただくか、直接各施設までお問い合わせください。 予約が必要なサービス等をご利用の際は、あらかじめお客様ご自身で各施設へ直接ご予約ください。

がけっぷちリゾート周遊チケット参画施設一覧表

エリア	参画施設	サービス内容	利用対象・料金等	備考	電話番号 (市外局番 0776)
越前 松島	越前松島水族館	入館	大人 2,000円 小中学生 1,000円 3歳以上 500円 3歳未満 無料		81-2700
	芝政ワールド	スーパー パスポート	大人 3,800円 65歳以上 2,700円 小人 2,700円 3歳未満 無料	7/4～8/31はスーパーパスポートのみ販売	81-2110
入場料		大人 1,500円 65歳以上 1,000円 小人 1,000円 3歳未満 無料	12/1～2/28は入場無料のためチケット利用不可		
東尋 坊	東尋坊 観光遊覧船	乗船	大人 1,500円 小学生 750円	12/29～1/31は運休 荒天時運休(HP要確認)	81-3808
	東尋坊 291	カフェ	全メニューに利用可能	カジェッタ 500円(税抜)など	50-2720
	東尋坊 正太楼	がけっぷち井 (海鮮丼)	1,500円(税抜)	【完全予約制】(2時間前まで)	82-1199
		お土産	お土産各種	1,500円(税抜)ごとに1枚利用可	
	IWABA CAFÉ	カフェ	550円(税込)のドリンク	550円(税込)のドリンクを特別にチケット1枚で提供。 <u>(それ以外のメニューには利用不可)</u>	81-7080
	ギャラリーあしや	お土産	Tシャツ 2,200円など	1,500円(税抜)ごとに1枚利用可	81-3666
オプトリバティー (めがね産地鯖 江 卸問屋)	お土産	全商品(サングラス、 シニアグラス等)で利用可	サングラス 1,000円～	090-2377- 2904	

エリア	参画施設	サービス内容	利用対象・料金等	備考	電話番号 (市外局番 0776)
東尋坊	備長和串いこる	飲食	全商品	若狭牛串焼き 1本 500円～ など	090-6277-7056
	バーチャルスカイ	バーチャル飛行体験	大人 800円 こども 500円	3月下旬～1月下旬の期間限定	77-2164
三国湊	三国提灯いとや	提灯絵付体験	1つ 2,500円	約60～90分【要予約】	81-3574
		三国提灯づくり体験	1つ 3,600円	約2時間程度【要予約】	
	三國湊・食の蔵灯	おしるこ	おしるこ 600円	600円のおしるこを特別にチケット1枚で提供。(それ以外のメニューには利用不可) 冬季限定・14時から利用可能	65-4083
	三國湊座	飲食	1,000円以上のご注文		81-3921
	マクロビごはん&カフェ ことこと	飲食	全商品に利用可能		81-2000
	ハッピーマニアック	ガラス細工	全商品に利用可能	MAIL: glass,happymaniac@gmail.com	—
	みくに園	盆栽、鉢など	全商品に利用可能		【要予約】
盆栽づくりワークショップ		2,000円+材料費			
三国町その他	さんさん池見	お土産	1,000円以上ご利用の方	コシヒカリ 5kg 2,192円 など	82-3345
	みくに隠居処	越前ガニの目利き体験&試食会	19,800円	体験に蟹グラタンをセット 11/10～3/31の期間限定	82-8557
あわら温泉	セントピアあわら	入浴料	大人 500円 小中学生 300円 幼児 200円	大人のみ利用可能	78-4126
	あわら市観光協会	浴衣 de まち歩き	2,000円	浴衣(下駄・巾着・髪飾り含む)レンタル・着付け・足袋・おやつクーポン(2枚)・荷物お預かり 【3日前までに要予約】子どもサイズはありません。4/1～9/30の期間限定	78-6767
	越前そば処 福乃家	飲食	海老天あわ 1,300円	左記メニューにのみ利用可	77-2075
	そば処 日の出屋	飲食	味好み 1,820円	左記メニューにのみ利用可	77-2274
	ピアファーム農産物直売所	梨・ぶどう	各種		—
	長谷川旅館	入浴	大人 800円 小人 600円	混雑時不可。要問合せ	77-2164
北潟	乗馬クラブ パ・ドウドゥ	ふれあい体験	500円	乗馬体験もできます(要予約)	74-0081

エリア	参画施設	サービス内容	利用対象・料金等	備考	電話番号 (市外局番 0776)
	北潟湖畔公園 サイクリングパーク	乗り物の 貸し出し	各種自転車 300 円～ 足こぎボート 700 円～	強風等による悪天候の場合、ボート貸 出休止。3/20～11/19 の期間限定	79-0008
	なみまち CAFÉ	カフェ	・500 円以上のご注文 ・1 グループ 1 枚利用 可能	500 円以上ご利用の方	090-1633- 7302
果物 狩り	いちごハウス 農楽里	いちご狩り	大人 2,000 円 小学生 1,400 円 幼児 1,000 円	2 月～5 月限定【要予約】 (4 月～5 月は左記の 200 円引き)	63-6341
	山岸農園	いちご狩り	大人 2,000 円 こども 1,400 円 幼児 1,000 円	4/8～5/31 の平日限定【要予約】 GW 利用不可	090-2837- 5957
	梨園よねくら	梨狩り	大人 1,000 円 こども 600 円 幼児 400 円	8/20～9/30 の期間限定	79-1874
	ピアファーム観光 ぶどう園 あわらベルジェ	ぶどう狩り 入園料	大人 600 円 こども 400 円	食べ放題ではありません。 量り売りでお召し上がりいただけます。 7 月上旬～9 月中旬の期間限定	080-5854- 3512
あわら 市 その 他	金津創作の森	陶芸絵付け 体験	1,100 円	お問合せは創作工房まで【要予 約】	73-7802
		竹細工体験	2,100 円		
		ろうけつ染め 体験	3,200 円		
	ガラス体験	1,700 円	お問合せはガラス工房まで【要予 約】	73-7801	
瑞香園	飲 食	ブルーベリージャム 680 円 ケーキセット 770 円 ブルーベリーソフト 320 円	1,000 円以上ご利用の方	73-3248	

※上記は 2020 年 12 月 1 日時点の内容です。

※新型コロナウイルスの影響により、サービス内容が通常と異なる場合がございます。チケット利用対象の各施設へお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。

※家族、友人とシェアして使えますが、各施設での利用は 1 人 1 回 1 枚までとなります。

※入場料・体験料等の不足分は現地でお支払いください。

※各施設、店舗により、上表に記載の利用条件があります。

<利用方法>

対象施設：利用時に、チケット半券を 1 人 1 枚提示。不足分を現金などで支払い。

※チケット本券の利用可能日を確認させていただきますので、切り離しは無効です。

<有効期間>利用開始日を含む 3 日間

※定休日や利用除外日など、利用できない日があります。各施設のホームページ等でご確認いただくか、各施設まで直接お問い合わせください。